

## 特定口座約款の改正について

以下の規定につきまして、2026年4月13日付で改正を行います。

### 特定口座約款

改正後	改正前
<p>第1条～第5条 (省略)</p> <p>第6条 (特定口座開設後の取引) (省略)</p> <p>2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理、<u>非課税累積投資および特定非課税累積投資</u>に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の<u>特定累積投資勘定もしくは特定</u>非課税管理勘定が当組合の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該<u>特定累積投資勘定もしくは当該特定</u>非課税管理勘定で行うか、<u>または</u>特定口座で行うかを選択するものとします。<u>ただし、上記取引を当該特定累積投資勘定で行うか、特定口座で行うかの選択が可能な銘柄は、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」第2条の2に定める特定銘柄に限ります。</u></p> <p>第7条～第12条 (省略)</p> <p>第13条 (特定口座年間取引報告書の送付) (省略)</p> <p>2 前項にかかわらず、<u>第19条</u>により特定口座が廃止されたときは、当組合は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。</p> <p>第3項、第4項 (省略)</p> <p>第14条～第17条 (省略)</p> <p><u>第18条 (取引の制限等)</u> 当組合は、お客様の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求められます。お客様から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。</p> <p>2 前項の各種確認や資料の提出の求めに対するお客様の回答、具体的な取引の内容、お客様の説明内容およびその他の事情を考慮して、当組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引</p>	<p>第1条～第5条 (同左)</p> <p>第6条 (特定口座開設後の取引) (同左)</p> <p>2 前項にかかわらず、「非課税上場株式等管理<u>および</u>非課税累積投資 <u>(追加)</u>に関する約款」に基づく非課税口座を開設されているお客様（その年分の <u>(追加)</u> 非課税管理勘定が当組合の非課税口座に設けられているお客様に限ります。）は、上場株式等（国内非上場公募株式投資信託（以下、「株式投資信託」といいます。）に限ります。）の取引を当該 <u>(追加)</u> 非課税管理勘定で行うか、 <u>(追加)</u> 特定口座で行うかを選択するものとします。 <u>(追加)</u></p> <p>第7条～第12条 (同左)</p> <p>第13条 (特定口座年間取引報告書の送付) (同左)</p> <p>2 前項にかかわらず、<u>第18条</u>により特定口座が廃止されたときは、当組合は、特定口座を廃止した日の属する月の翌月末日までに特定口座年間取引報告書をお客様に交付します。</p> <p>第3項、第4項 (同左)</p> <p>第14条～第17条 (同左)</p> <p><u>(追加)</u> <u>(追加)</u></p> <p><u>(追加)</u></p>

改正後	改正前
<p><u>の一部を制限する場合があります。</u></p> <p><u>3 前二項に定めるいずれの取引等の制限についても、お客様からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当組合が認める場合、当組合は前二項に基づく取引等の制限を解除します。</u></p> <p><b>第 19 条 (特定口座の廃止)</b>  この契約は、投資信託総合取引規定 <b>第 11 条</b> 第 1 項または第 2 項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定 <b>第 20 条</b> のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。</p> <p>① お客様が当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日。）の翌日に提出されたものとみなします。</p> <p>② 施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。</p> <p>④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>第 2 項 (省略)</p> <p><b>第 20 条 (免責事項)</b> (省略)</p> <p><b>第 21 条 (約款の変更)</b> (省略)</p> <p><b>第 22 条 (合意管轄)</b> (省略)</p>	<p>(追加)</p> <p><b>第 18 条 (特定口座の廃止)</b>  この契約は、投資信託総合取引規定 <b>第 10 条</b> 第 1 項または第 2 項、もしくは保護預り規定兼振替決済口座管理規定 <b>第 19 条</b> のいずれかに該当したとき、もしくは次の各号のいずれかに該当した場合は解約され、お客様の特定口座は廃止されます。</p> <p>① お客様が当組合に対して施行令第 25 条の 10 の 7 第 1 項に定める特定口座廃止届出書を提出したとき。ただし、当該特定口座廃止届出書の提出があった日前に支払いの確定した上場株式等の配当等で提出を受けた日において当組合がお客様に対してまだ交付していないもの（源泉徴収選択口座に受け入れるべきものに限り。）があるときは、当該特定口座廃止届出書は、当組合がお客様に対して当該上場株式等の配当等の交付をした日（2 回以上にわたって当該上場株式等の配当等の交付をする場合には、これらの交付のうち最後に交付をした日。）の翌日に提出されたものとみなします。</p> <p>② 施行令第 25 条の 10 の 8 に規定する特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき。</p> <p>③ やむを得ない事由により、当組合が解約を申し出たとき。</p> <p>④ お客様が出国により居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないことになったとき。この場合、施行令の規定により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます。</p> <p>第 2 項 (同左)</p> <p><b>第 19 条 (免責事項)</b> (同左)</p> <p><b>第 20 条 (約款の変更)</b> (同左)</p> <p><b>第 21 条 (合意管轄)</b> (同左)</p>